



まずはここから!! 技術契約編

- ◆ 主な技術契約の種類
- ◆ 技術契約締結前の留意点
- ◆ 特に留意すべき契約条項
- ◆ 契約締結後の留意点

技術契約締結前の留意点

▶ 技術提供及びその対価の適切性

特に、ノウハウのライセンスや、技術援助など、非公開技術の提供を伴う場合には、そもそも、当該技術を他社に提供しても問題ないのかを、事前によく検討する必要があります。相手方からのオファーが一見、魅力的に見えても、営業秘密流出リスクを最小限に抑えつつ、自社の独占的实施を継続的に確保する方が、長期的に見て自社利益の拡大に有利であることも多いと思われます。

欧米では、「オープン・クローズ戦略」を駆使して、オープン化による製品普及、販売拡大と、自社のコア技術のクローズ化による市場競争力の確保をうまく両立させている企業が多くあります。「オープン・クローズ」戦略とは、どの部分を秘匿または独占的に実施（クローズ化）し、どの部分を他社に公開またはライセンスするか（オープン化）、という観点からの知的財産戦略です。社内で戦略を策定し、それに沿って技術提供の可否を考えていくことが重要です。

また、技術を提供する場合、その対価が適切であるかも、契約前によく検討しておく必要があります。当該技術の自社における重要性、市場価値などを十分に考慮して、契約締結前に、算定基準や具体的金額について、納得いくまで交渉を行うのが望ましいでしょう。



技術契約の前には、その技術を提供することの適切性を、長期的視点から多角的に検討し、コア技術を安易に譲渡やライセンスすることのないように注意しましょう。

主な技術契約の種類

▶ 技術ライセンス契約

技術ライセンス契約とは、技術関連の知的財産の使用を許諾することを目的とする契約であり、例えば、特許権の使用を許諾する旨の契約がこれに該当します。ライセンスの対象となる知的財産には、特許権などの登録権利のほか、ノウハウなども含まれます。

中国では、特許権等の専利権のライセンスは、一般に、特許権者自身の実施も制限される独占的ライセンス、特許権者自身の実施は留保されるが、他者に実施権を設定することができない排他的ライセンス、特許権者の実施、他者へのライセンス、ともに制限されない通常ライセンスの3種類に大別されます。

▶ 技術譲渡契約

技術譲渡契約とは、技術関連の知的財産の譲渡を目的とする契約であり、例えば、特許権を譲渡する契約がこれに該当します。技術ライセンス契約同様、ノウハウなども譲渡の対象となり得ます。

▶ 技術開発契約

技術開発契約とは、新たな技術・製品・材料等の研究開発を目的とする契約です。当事者の一方からの委託を受けて他方が研究開発を行う開発委託契約と、両当事者が共同して研究開発を行う共同開発契約の2種類に大別されます。

▶ 技術援助契約

技術援助契約とは、技術に関する知識・ノウハウの教授その他の技術的な指導の提供を目的とする契約です。



▶ 相手方の確認と信用調査

特に、中国企業に対して、ノウハウのライセンスや技術指導を行うなど、非公開技術を提供する場合、相手方に対して、こうした営業秘密を厳格に保護させることが極めて重要です。後述のように、契約上の秘密保持義務を課すことはもちろんですが、相手方のコンプライアンス意識が不十分であったり、あるいは、社内での情報管理体制が不十分であるような場合は、秘密情報の漏えいを防ぐことは困難です。そこで、可能な限り、取引関係に入る前に、相手方の信用調査などを行い、場合によっては、管理体制の監査を行うなどして、秘密情報を開示するにふさわしいかを確認することが望ましいといえるでしょう。

また、相手方が、契約の履行に必要な資格を有していなかったり、登記上の経営範囲に含まれていなかったということが、契約締結後に判明するというケースが見受けられます。中国では、登記上の経営範囲内でのみ活動が認められ、これを超える行為は無効とされる可能性があるため、予め、相手方の経営範囲を確認しておくことが必要です。あわせて、対価の不払いなどのトラブルも想定し、会社の規模、資産情報、紛争状況等を契約締結前に確認し、取引にふさわしい相手かどうかを吟味しておくのが良いでしょう。

相手方の確認と調査方法

- ① 営業許可証等の提示要請
- ② 政府公式サイト（国家企業信用情報公示システム）で企業情報確認（注）
- ③ 信用調査



営業許可証



政府公式サイト



信用調査報告書

(注)「国家企業信用情報公示システム」：<http://www.gsxt.gov.cn/>

▶ 禁止技術・制限技術の該当性の確認

技術契約は、中国への技術の輸入または中国からの技術の輸出を伴うことが多いですが、この場合には、対象技術の輸出入が禁止または制限されていないか、確認が必要です。対象技術が「中国輸入（輸出）禁止・輸入（輸出）制限技術リスト」に列挙された禁止技術に該当する場合には、当該技術の輸出入はできません。制限技術に該当する場合には、事前に中国政府の審査を受け、許可証を取得する必要があります。

※中国輸入禁止・輸入制限技術リスト

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20071105.pdf

▶ 外為法に基づく輸出規

日本からの技術の輸出という観点では、外為法に基づく輸出規制にも注意が必要です。

※安全保障貿易管理について

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/setsumei_anpokanri.pdf

輸出規制は、リスト規制とキャッチオール規制から構成されますが、キャッチオール規制の需要者要件にかかる外国ユーザーリストには、多数の中国企業・組織が掲載されていますので、念のため、経済産業省のホームページに掲載されている最新の外国ユーザーリストも確認するようにすると良いでしょう。

特に留意すべき契約条項

▶ 提供技術に関する保証義務

日本企業から中国企業に技術を提供するタイプの技術取引については、中国への技術の輸入として、「技術輸出入管理条例」が適用され、技術提供側の外国企業に対して義務が課されるため、注意する必要があります。具体的には、技術提供者は、技術が完全であることや、約定された技術目標が達成できることを保証しなければなりません（技術輸出入管理条例25条）。



契約では、かかる保証の範囲を以下の観点からできる限り明確化し、限定するのが望ましいと考えられます。

- ① 技術目標を客観的かつ具体的に設定し、達成の確認方法を明確にする
- ② 技術目標の達成のために必要な条件（設備、材料、技術者の水準等）を前提条件として明記する
- ③ 保証期間を契約有効期限内に限定する
- ④ 技術受領側の帰責事由に基づく目標未達成を保証範囲から除外する
- ⑤ 保証義務違反に基づく損害賠償の範囲を可能な限り限定する

▶ 営業秘密の保護

ノウハウのライセンス契約に限らず、技術取引では、契約目的の遂行の過程で、対象技術の提供に付随して営業秘密を提供することが想定される場合が多いと考えられます。そこで、営業秘密保護のために、相手方に秘密保持義務を課すことが必要です。秘密保持条項の主なポイントは、以下の3点です。

- ① 提供した秘密情報を厳格に管理すること
- ② 取引終了時に、秘密情報の返還または破棄（破棄の場合は、破棄したことを証明する書面を提出させる）すること
- ③ ライセンシーなどに対しては、必要に応じて、情報管理についての監査・指導を受け入れること

また、技術指導の現場で、中国企業から求められるままに、日本企業の技術者が、契約対象外のノウハウ等まで指導してしまうというケースが見受けられます。提供する技術の範囲を契約上、明確にしておくとともに、指導にあたる技術者には、提供する技術の範囲を超えることのないよう、十分に注意してもらうことも重要です。

特に留意すべき契約条項

▶ 契約対価の支払いにおける税の取扱い

中国から日本に契約対価を送金する際、中国側で源泉徴収が生じますが、契約類型及び対価の額によっては、源泉徴収額が高額になる場合もあるので、契約で、いずれが送金時の税金を負担するか、明確にしておくといでしょう。

日本企業の負担とする場合には、日本国内で税金の還付を受けることができる可能性があり、その場合、中国からの送金時の納税証明書類が必要となりますので、かかる書類の提出を中国企業に義務付けるのが望ましいと思われます。



ライセンスや譲渡契約の場合、中国から日本に送金する際に約16.7%の税金が源泉徴収されます。

▶ 紛争解決手段

涉外契約の場合、いずれの当事者も自国での紛争解決を志向する傾向がありますが、日中間契約では特に注意が必要です。日本の裁判所の判決と、中国の裁判所の判決は、相互に相手国で執行することができないと考えられるため、例えば、中国企業がライセンス料を支払わないために、法的手段によって強制的にこれを回収しようとしても、契約で日本の裁判所を管轄として指定した場合には、たとえ勝訴判決を得ても、中国で強制執行に持ち込むことはできません。



紛争解決条項については、被告地主義、すなわち、被告の所在地の裁判所を管轄とする旨の条項とすることが考えられます。

なお、仲裁の場合には、日本の仲裁裁決も、中国の仲裁裁決も、相互に執行することが可能ですが、外国の仲裁機関の裁決を中国で執行しようとする場合、手続きが煩雑で時間がかかる可能性もありますので、個別の契約内容に応じて、適切に紛争解決手段を選択する必要があります。

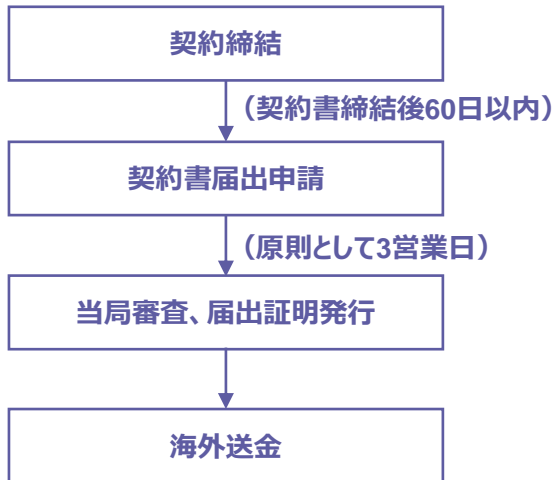
また、上述の技術輸出入管理条例は、準拠法を中国法以外とした場合でも適用されると考えられており、準拠法を日本法とする場合でも、上述の保証義務は課されますので、注意が必要です。

契約締結後の留意点

▶ 契約届出手続

対象技術が、禁止技術・制限技術に該当しない自由技術である場合でも、契約締結後、各地の商務部に契約書の届出手続を行う必要があります。届出を怠った場合、中国から日本への送金ができなくなる可能性がありますので、注意が必要です。

契約締結から送金までの流れ



特許権等の専利権のライセンスや譲渡を行う場合には、さらに知識産権局への届出が必要となります。

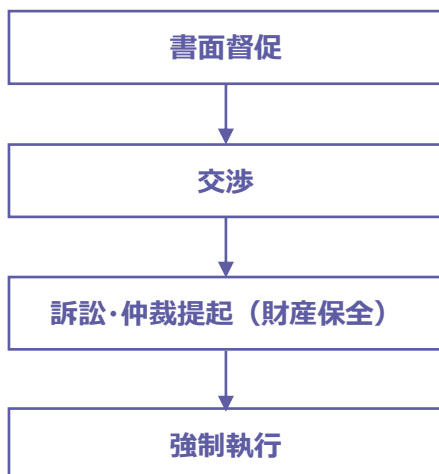
▶ 履行状況の確認・監督

ライセンシーの監督を怠ったために、ライセンシーが契約上禁止されていたサブライセンスを無断で行い、その結果、意図しない第三者に技術が流出してしまった事例などが報告されています。上述した営業秘密の保護状況も含めて、相手方が契約上の重要な義務を履行しているか、適宜、確認、監督を行うことが望ましいでしょう。

▶ 対価未払いへの対応（債権回収）

中国企業との取引においては、対価の不払いに関するトラブルがしばしば発生しており、技術取引も例外ではありません。相手方の経営状況が悪化している場合、倒産前に対価を回収できるよう、早めに対策を検討する必要があります。

債権回収の流れ



トラブルが生じた場合には、早めに弁護士等の専門家に相談しましょう。

中小企業等外国出願支援事業

中小企業等の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業等に対して、国内出願（特許、実用新案、意匠、商標）と同内容の外国出願にかかる費用の半額を助成します。

[詳細リンク] https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html



冒認商標無効・取消係争支援事業

海外で現地企業に不当な方法及び不当な意図で商標権を出願又は権利化された中小企業者等に対し、相手方の出願又は権利を取り消すため自ら提起する係争活動に係る経費の2/3（上限額：500万円）を助成します。

[詳細リンク] https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html



模倣品対策事業

海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対して、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の現地調査を手配するとともに、その調査及び一部の権利行使等にかかった経費の2/3（上限額：400万円）を支援します。

[詳細リンク] https://www.jetro.go.jp/services/ip_service.html



海外における営業秘密漏えい対策支援事業

利用企業1社あたり中国については17時間を上限として、「専門家による管理職向けコンサルテーション」と「専門家による管理職・社員向け研修」の2種類のサービスを提供します。

[詳細リンク] https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_prevent.html



発行：日本貿易振興機構(JETRO) 北京事務所

作成協力：上海擁智商務諮詢有限公司(IP FORWARD China)

◆お問い合わせ先

日本貿易振興機構（JETRO）北京事務所 知的財産権部
TEL +86-10-6528-2781
E-Mail PCB-IP@jetro.go.jp

[中国知財HP] <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/>



[中国知財HP]

※本資料の作成においては、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、ここで提供している情報は、2021年3月の調査時点で入手・判明し得た限りのものであり、本資料で提供した情報などの正確性について日本貿易振興機構及び上海擁智商務諮詢有限公司が保証するものではないことを予めご了承下さい。